

資料－１－４

事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）

土地所有者の株式会社IHIから借受けた事業用地の管理者である第十管区海上保安本部長（以下「甲」という。）、●（以下「乙」という。）は、以下の各条項によって、事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和4年●月●日に海上保安庁との乙の間で締結した海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業契約書（以下、「PFI事業契約」という。）に基づき、PFI事業契約の建設工事の履行に必要な範囲で、次条に掲げる物件（以下「対象物件」という。）を乙が無償で使用することを許容する。

（対象物件）

第2条 対象物件は、次のとおりとする。

区分	所在地	数量	備考
計画対象地	鹿児島県鹿児島市七ツ島2丁目1-11 (鹿児島海上保安部七ツ島巡視船基地)	m ²	事業用地以外は共用使用
事業用地	同上		B栈橋建設中はヤード使用のため一部共有
共用通路	別図工事資器材の陸上搬入路等に示すルート①		共用使用 (管理者 (株)IHIビジネスサポート)
共用通路	別図工事資器材の陸上搬入路等に示すルート②		共用使用 (管理者 鹿児島メガソーラー発電(株))

（使用目的）

第3条 乙は、対象物件を、PFI事業契約に基づき、PFI事業契約の建設工事の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

（使用範囲等）

第4条 乙は、PFI事業契約第39条に定める設計・施工工程表に基づき、PFI事業契約の履行に必要な範囲を対象物件の使用範囲計画書として提出しなければならない。

- 2 甲は、乙の提出した対象物件の使用範囲計画書に基づき、対象物件の使用可能範囲を定めることができる。
- 3 甲は、対象物件の使用可能範囲を定めた場合は、別紙に定める使用可能範囲図としてこれを作成し、乙に通知する。
- 4 乙は、第2条に示す共用通路を使用する場合、当該共用通路の管理者から使用に係る指示等がある場合はこれに従わなければならない。

(使用期間)

第5条 使用期間は、令和●年●月●日から、PFI事業契約に基づき整備する施設の引渡し又は契約解除に伴うその出来形部分の所有権を甲が取得するまでの期間とする。

2 甲は、前条第3項に定める使用可能範囲図に基づいて、使用期間を区分することができる。

3 甲は、使用期間を区分する場合は、別紙にあわせてかかる使用期間の区分を記載し、乙に通知する。

(権利取得の否定)

第6条 本覚書において、甲は、対象物件の利用権者として、乙に対象物件の使用を許容するにとどまるものであり、乙は、対象物件に対する法的な使用権を取得するものではない。

(物件保全義務等)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって対象物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、対象物件に関わる土地の工作物の設置保存のかしによって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(通知義務)

第8条 乙は、対象物件の境界についての紛争、その他対象物件に対して権利を主張するものがある場合及び対象物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合には、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、第7条第1項若しくは第2項又は第8条に規定する義務に違反したとき、及びその他甲が必要と認めるときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

(違約金)

第10条 乙は、第5条に規定する期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第4条又は第9条に定める義務に違反した場合 金(時価の1割)円

(2) 第3条又は第7条に定める義務に違反した場合 金(時価の3割)円

2 前項に定める違約金は、第13条第1項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本覚書に定める義務を履行しないときは、本覚書を解除することができる。

2 甲は、第5条に定める使用期間中に国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたときは、本覚書を解除することができる。

(PFI事業契約との関係)

第12条 PFI事業契約が解除その他の理由で本覚書の使用期間満了前に終了した場合には、本覚書はPFI事業契約の終了と同時に終了するものとする。

(損害賠償等)

第13条 乙は、本覚書に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定に基づき本覚書が解除された場合において、損失が生じたときは、その補償を請求することができる。

(必要費等の放棄)

第14条 乙は、第5条に定める使用期間が満了し、又は第11条の規定により本覚書が解除された場合及び第12条の規定により本覚書が終了した場合において、対象物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第15条 本覚書の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本覚書に規定する事項を履行しなければならない。

2 乙は対象物件が国有財産に準ずる物件であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本覚書に定めのない事項の生じたとき又は本覚書各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第17条 本覚書に関する訴えの管轄は、第十管区海上保安本部所在地を管轄とする鹿児島地方裁判所とする。

以上を証するため、本覚書〇通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

住所 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1

契約担当官

第十管区海上保安本部長 _____

乙

住所

商号

代表者

別紙 使用可能範囲図